

線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査おいても肺線維化所見が認められること。

- ② 肺内石綿小体又は石綿纖維の量が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（ $5\mu m$ 超。 $2\mu m$ 超の場合は500万本以上）の石綿纖維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体）認められること。

このような医学的所見が認められた場合に石綿を吸入することにより発症したものとする考え方は、肺がんは、喫煙の影響が大きく、その他にも様々な原因があることを踏まえると妥当なものと考える。

なお、①の後段の、「じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）」とは、あくまでも画像上の所見であり、じん肺法において「石綿肺」と診断することとは異なることに留意するべきである。また、胸部エックス線検査と同時に、胸部CT画像で確認できる線維化所見も含めて判断することの意味は、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見を捉えることがしばしば困難な場合があることから、より客観的なCT画像で線維化所見を見逃さずに取り上げるべきとの考え方方に立つものであり、この制度による判定に際して妥当な考え方であるといえる。

また、②の、25本/ml×年のばく露に相当する肺内石綿小体の量は、国際的なコンセンサスが得られている科学的知見としては、乾燥肺重量1g当たり5,000本から15,000本という幅のある値であるが、このうち、救済という制度の目的にかんがみ、最少本数の5,000本を採用した検討会報告書の考え方は適当であると考える。

なお、喀痰を利用した石綿小体等の検出は、現職の労働者でなければ困難であると考えられ、救済給付の対象とするようなばく露歴の明らかでない例ではこの方法を利用するることは難しいと考える。

5. 制度開始時に既に死亡している者について、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方について

制度開始時に既に死亡している健康被害者の判定については、次のとおりと考える。

- 1) 中皮腫の場合は、中皮腫であるとの診断を受けていたことが客観的に確認できることが必要であるが、診断の時期によつても診断根拠は相当異なつていたのが実状であり、カルテの保存の問題も考慮すると、中皮腫であったこ

とが記載された死亡届記載事項証明書により確認することをもってこれに代えることが現実的であると考える。この場合、一定の誤診を含む可能性があるが、救済の観点からはやむを得ないものとして許容されるものと考える。

- 2) 一方、肺がんの場合は、肺がんであったことが記載された死亡届記載事項証明書など、肺がんであったことを客観的に証明できる書類があるだけでは、石綿を吸入したことによるものと判定することは困難であることから、4.(2) の①又は②に該当することを客観的に証明できる書類又は資料がある場合に判定できるものとすることが適当であると考える。

6. おわりに

本報告は、平成18年2月9日付けで環境大臣から諮問された、「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」の考え方を取りまとめたものである。疾病の範囲については、制度の目的に照らした迅速な救済を図る観点から中皮腫及び肺がんとし、認定の基準については、救済の観点から、この報告書の内容のとおり、緩やかな基準でスタートすることが望ましいと考える。

なお、石綿による健康被害の実態、特に環境ばく露、家庭内ばく露など、職業性ばく露以外のばく露による健康被害の実態については、十分な知見がなく、救済制度の円滑な運用を行うに当たっても、これらの情報の収集が極めて重要であることから、今後、実態把握のための各種の調査研究を推進する必要がある。

また、石綿関連疾患の診断や救済の取扱いについて、特に、医療機関及び医療関係者等への周知徹底を図る必要がある。

さらに、胸膜プラークの有所見者や良性石綿胸水、石綿によるびまん性胸膜肥厚の疑われる者については、定期的な健康管理を行うためのシステムを整備することが必要である。

指定疾病（中皮腫、肺がん）以外の疾患の取扱いに関する指摘等

1. 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年1月31日 衆議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。」

2. 石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年2月3日 参議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（中略）

- 六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病的認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。」

3. 中央環境審議会答申（抄）（平成18年3月2日）

「・・・その他の疾病※については、様々な原因で発症するものであり、客観的な職業ばく露歴がなければ他の原因によるものと区別して診断することが難しいこと、職業性疾病として知られてきたものであり、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないことなどから、今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適當である。」

※ここでは、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚をいう。

4. 石綿による健康被害の救済に関する法律 附則

「第六条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

2 救済給付の支給制度

(1) 救済給付の対象となる指定疾病

- ①中皮腫
- ②気管支又は肺の悪性新生物

(参考)

- ①肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜、精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍。(写真)
- ②気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性の腫瘍(肺がん)。

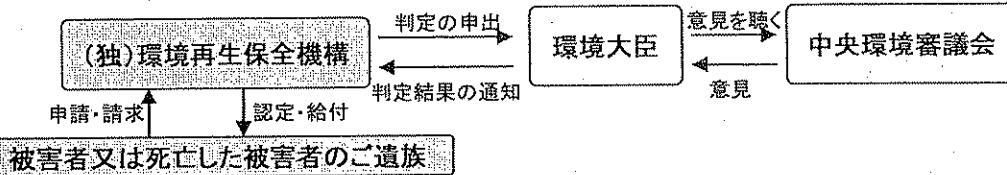
(2) 救済給付の内容

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者(被認定者)、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者又は申請をしないでこの指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族に対し、以下の支給を行う。(なお、労災補償等の対象になる者は除かれる。)

被認定者に係る給付	医療費	(自己負担分)
	療養手当	103,870円／月
	葬祭料	199,000円
施行前に死亡した者、未申請で死亡した者の遺族に係る給付	特別遺族弔慰金	2,800,000円
	特別葬祭料	199,000円
その他	救済給付調整金	

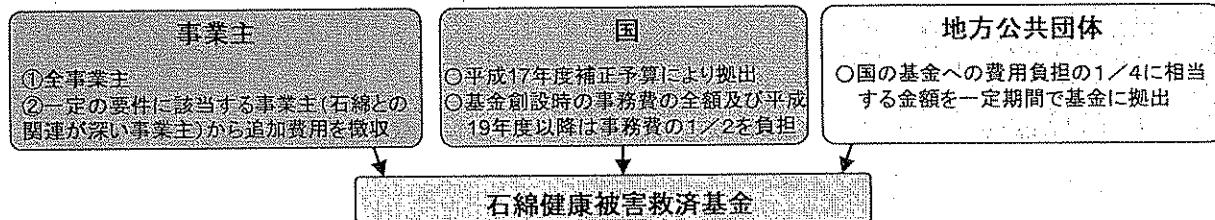
(3) 認定の仕組み

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定(認定の効力は療養開始日に遡って発生)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、(独)環境再生保全機構が実施する。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。



(4) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病的発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。



3 特別遺族給付金の支給制度

上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

平成21年12月22日
石綿健康被害救済部

石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況

1. 受付状況

(平成21年11月30日現在)

	中皮腫	肺がん	その他	計
療養者	2,980	1,183	142	4,305
施行前死亡者遺族	3,110 (823)	554 (2)	59 (5)	3,723 (830)
未申請死亡者遺族	189	62	5	256
計	6,279	1,799	206	8,284

* 下段()書は、周知事業に基づいて請求されたと見られる件数で、内数。

2. 認定等状況

(平成21年11月30日現在)

(1)療養者

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	2,022	508	-	2,530
不認定	275	346	109	730
取下げ*1	379	227	64	670
判定保留*2	97	62	-	159
判定中(申出済)*3	53	20	-	73
計	2,826	1,163	173	4,162

*1 主な理由:労災保険等支給、医学的資料が整わない。

*2 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*3 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

(2)施行前死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	2,841 (805)	128	-	2,969 (805)
不認定	44	305	10	359
取下げ*4	189	99	12	300
判定保留*5	7	32	-	39
判定中(申出済)*6	0	2	-	2
計	3,081	566	22	3,669

*4 主な理由:労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*5 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*6 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

*7 下段()書は、周知事業に基づいて請求されたと見られる件数で、内数。

(3)未申請死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	82	21	-	103
不認定	14	19	0	33
取下げ*8	10	2	0	12
判定保留*9	44	10	-	54
判定中(申出済)*10	15	3	-	18
計	165	55	0	220

*8 主な理由:労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*9 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*10 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

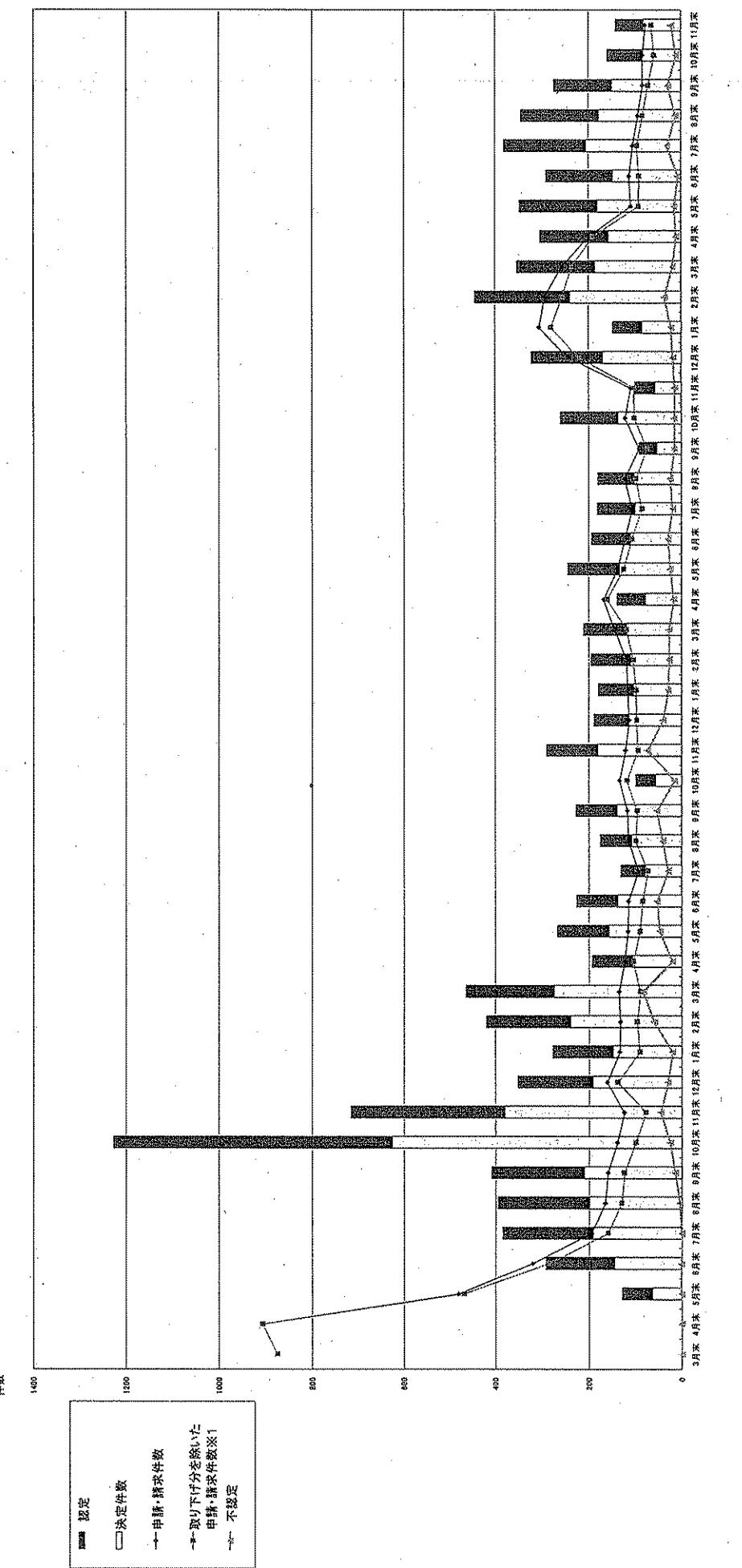
○ 「周知事業」とは、法施行前に中皮腫により死亡した方について、地方自治体の協力を得て、死亡小票を用いた掘り起こしを行い、本救済制度又は労災制度等の給付を受けていない方のご遺族に対し、重点的に周知を実施する事業です。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく医学的判定の状況
 (判定件数累計: 平成21年12月31日現在)

	医療費等	特別遺族弔慰金等 (施行前死亡者)	特別遺族弔慰金等 (未申請死亡者)
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの	2,581件 中皮腫 2,064件 肺がん 517件	134件 中皮腫 5件 肺がん 129件	118件 中皮腫 153件 肺がん 53件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの	658件 中皮腫 295件 肺がん 363件	275件 中皮腫 15件 肺がん 260件	41件 中皮腫 21件 肺がん 20件
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかつたもの(判定保留)	282件(165件) 中皮腫 165件 (96件) 肺がん 117件 (69件)	48件(28件) 中皮腫 5件 (4件) 肺がん 43件 (24件)	47件(47件) 中皮腫 38件 (38件) 肺がん 9件 (9件)
総 計	3,522件 中皮腫 2,525件 肺がん 997件	457件 中皮腫 25件 肺がん 432件	206件 中皮腫 153件 肺がん 53件

注 表中括弧書きの数字は、医学的判定に基づき追加資料を求めたもののうち、申請の取下げがなされたものを除いた件数である。

申請・請求・決定件数(療養費・弔慰金合計:月別)



※追加資料要求中に申請者が取り下げられたものは申請件数から除いていない。

(独立行政法人環境再生保全機構のデータを基に環境省石炭燃焼対策室において算計)

検討に関連する各種調査研究事業

中央環境審議会答申（平成18年3月）や石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の附帯決議において、指定疾患（中皮腫、肺がん）以外の石綿関連疾患については、医学的知見やデータの集積、実態把握に努めることとされている。

このため、労働現場と関係のない者等における当該疾患発症の可能性や病状等に関する知見を収集し、救済制度における医学的判定の検討に用いることを目的として、下記調査を実施する。

1. 一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査

（平成18年度～）

- 一般環境経由の石綿ばく露による健康被害の可能性があった地域（平成18年度：3地域、平成19～20年度：6地域、平成21年度：7地域）において、医学的所見の有無と健康影響に関する知見を収集するもの。

2. 石綿関連疾患に係る文献調査（平成18年度～）

- 石綿関連疾患の医学的判断に関する論文の検索とそのレビューを実施するもの。

3. 石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査（平成19年度～）

- 各国における石綿健康被害救済制度等について、文献調査や関係者からのヒアリングを行うもの。

4. 石綿関連疾患症例の解析調査等（平成21年度）

- 医療機関において石綿肺等と診断された方の医学的資料を基に、その臨床像を解析し、併せて、重症の石綿肺を判定する手法の開発を行うもの。

石綿による健康被害の救済に関する法律の改正点（平成20年6月）

1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

療養開始日から医療費・療養手当を支給する。

※ ただし、遡及は認定申請から3年前まで

※ 医療費等（医療費+療養手当+葬祭料）が特別遺族弔慰金等（特別遺族弔慰金+特別葬祭料。計約300万円）に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。

2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

（1）請求可能期間

支給の請求可能期間を死亡から5年とする。

（2）未申請死亡者への救済給付内容

特別遺族弔慰金等（約300万円）を支給する。

3. 制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長する。

4. 特別遺族給付金関係

（1）特別遺族給付金の請求期限の延長

法施行日から6年間（平成24年3月27日まで）に延長する。

（2）特別遺族給付金の支給対象の拡大

法施行日の5年前の日から法施行日の前日までに死亡し、労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年間）により消滅した遺族に対しても、特別遺族給付金を支給する。

5. 事業所の調査等

救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査、その結果の公表、石綿による健康被害の救済に関する制度の周知及びそれらの実施に当たっての関係行政機関の連携に関する規定を新設する。

6. 施行日

平成20年12月1日

○石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)

- 一 医療費
- 二 療養手当
- 三 葬祭料
- 四 特別遺族弔慰金
- 五 特別葬祭料
- 六 救済給付調整金

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものとす。

(定義等)

第二条 この法律において「指定疾患」とは、中皮腫しゃ、気管支又は肺の死亡した者に係る労災保険(昭和四十四年法律第八十四号。以下「微取法」という。)第三条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第一号苦しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に從事することにより指定疾患その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以後に当該指定疾患その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに死亡した者に限る。)をいう。

第二条 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「微取法」という。)第三条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第一号苦しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に從事することにより指定疾患その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以後に当該指定疾患その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに死亡した者に限る。)をいう。

第三条 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするとときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

第二章 救済給付 第一節 支給等

(救済給付の種類等)

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるところとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

(医療費の支給及び認定等)

第四条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかる旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。
2 前項の認定(以下「認定」という。)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。
4 認定は、当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日(その日が当該認定の申請のあつた日の三年前の日前である場合には、当該申請のあつた日の三年前の日。以下「基準日」という。)にさかのぼってその効力を生ずる。

第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。
3 機構が第一項の決定を行つたときは、当該決定に係る死亡した者について、基準日から死亡した日までの間ににおいて被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾患が有効期間満了前に治る見込みがないときは、前項の規定にかかるらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾患が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾患が有効期間満了後ににおいても継続すると認めると認めるとときは、当該指定疾患に係る認定を更新するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾患の種類に応じて政令で定める期間内」とあるのは、「指定疾患の種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

第八条 前条第一項の規定による申請をすることができる者が、災害その他のやむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間満了前に当該申請をすることことができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができます。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾患がその後においても継続すると認めると認めると認めたときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼつてその効力を生ずる。

3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあつた日の前日までの期間に指定疾患の種類に応じて政令で定める期間内」とあるのは、「指定疾患の種類に応じて第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第九条 機構は、被認定者の指定疾患が治つたと認めるとときは、認定を取り消すものとする。

(認定の申出)

第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更

新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に關し、環境大臣に判定を申し出るものとする。
2 環境大臣は、前項の規定による判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聽いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第十一條 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾患につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものと含む。)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に關し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出したものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 居宅における療養及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 移送

(医療費の額)

第十二條 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾患につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受けることができる医療に関する給付の額を控除して得た額とする。
2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の算定に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三條 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合にはにおいては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかるわらず、当該医療に関する事務を決める旨を要しない。

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十二号)に定める審査委員会、国民健康保険診療報酬審査委員会その他の政令で定める医療機関の意見を聽かなければならない。

2 機構は、前条第一項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一條各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるとときは、同条の規定にかかるわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から第十一條各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとときは、同条の規定にかかるわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができない。時から二年を経過したときは、することはできない。

(療養手当の支給)

2 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、基準日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 療養手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六ヶ月に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であつても、支払うものとする。(医療費等の支給の請求等)

第十七条 医療費及び葬儀手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であつても、することができる。

2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

第十八条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等まだその者に支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、金員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の決定の申請がされた後は、当該決定前であつても、することができる。

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾患に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することはできない。

3 前条第四項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 次に掲げる者の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

- 一 日本国内において石縄を吸人することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）
- 二 日本国内において石縄を吸人することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関する申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）
- 2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受けける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。
- 3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。
- （特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位）
- 第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたものとする。
- 2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。
- （特別遺族弔慰金等に係る認定等）
- 第二十二条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者は、特別遺族弔慰金等を支給する。
- 2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から五年を経過したときは、することができない。
- （教済給付調整金の支給）
- 第二十三条 被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、当該指定疾病に關し支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を教済給付調整金として支給する。
- 2 機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の教済給付調整金（以下「教済給付調整金」という。）を支給する。
- 3 第十八条第四項及び第十九条第二項の規定は教済給付調整金の支給の請求について、第二十二条の規定は教済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

- （判定の申出）
- 第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二条第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に關し、環境大臣に判定を申し出ることができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。
- （教済給付の免責）
- 第二十五条 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のん補がされた場合には、機構は、その額の限度で教済給付を支給する義務を免れる。
- （他の法令による給付との調整）
- 第二十六条 医療費は、被認定者に對し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。
- 2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に對し、同一の事由について、労災保険法その他の法律による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。
- （不正利得の徴収）
- 第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者がいるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- 2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- （受給権の保護）
- 第二十八条 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- （公課の禁止）
- 第二十九条 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。
- （環境省令への委任）
- 第三十条 この節に定めるもののほか、第四条第一項及び第二十二条第一項の認定の申請その他の救済給付に関する手続に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第二节 費用

第一款 基金等

(基金)

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を除く。)に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から提出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により特別拠出基金、第二十七条规定により他の機構が収取した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によつて生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

(交付金等)

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。)に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

(地方債の特例)

第三十三条 前条第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(国庫の負担)

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徵収に要する費用の一部を負担する。

一般拠出金

(一般拠出金の徵収及び納付義務)

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徵収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合には、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徵収する。

2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。
(機構に対する交付)

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徵収したときは、機構に対し、徵収した額から当該一般拠出金の徵収に要する費

用の額として政令で定めるとところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

(一般拠出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徵収する一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)の額は、徵収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 前項の一般拠出金は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾患の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

3 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

(一般拠出金の徵収方法)

第三十八条 徵収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第三十八条から第四十一条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十二条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第十九条第一項	次の	その
当該保険関係が消滅した日 (保険年度の中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関する事項においては、それぞれ当該保険関係が消滅した日。第三項において同じ。)		

その保険年度に使用した	その保険年度の直前の保険年度に使用した
賃金総額	賃金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)
	石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十七条第一項の一般拠出金率(以下「一般拠出金率」といふ。)を算定した同項の一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)
一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般保険料率を乗じて算定した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)
第十九条第二項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料
第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料
第四十二条	次の
第四十三条第一項	この法律の施行
第四十五条の	この法律に

二	この法律の実施	一般拠出金の徴収
附則第十二条	第二十七条规定	石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十七条第一項

- 2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、一般拠出金の納付その他一般拠出金に関する事項(以下「一般拠出金事務」という。)を処理することができる。
- 3 徵収法第三十四条、第三十五条(第四項を除く。)及び第三十六条の規定並びに労働保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第二十三条の規定は、一般拠出金事務及び一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険關係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項(労災保険法第十二条の三第三項及び第十三条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。
- 第三十九条から第四十六条まで 削除
- 第三款 特別拠出金
(特別拠出金の徴収及び納付義務)
- 第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾患の発生の状況その他の事情を勘案して政令で定める要件に該当する事業主(以下「特別事業主」という。)から、毎年度、特別拠出金を徴収する。
- 2 特別事業主は、特別拠出金を納付する義務を負う。
- (特別拠出金の算定方法)

第四十八条 特別事業主から徴収する特別拠出金の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して政令で定める。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

(特別拠出金の額の決定、通知等)

第四十九条 機構は、前項第一項の政令で定める特別拠出金の額の算定方法に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を決定し、当該特別事業主に対し、その者が納付すべき特別拠出金の額及び特拠出金の額を変更する必要が生じたときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通知しなければならない。

3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金その他この款の規定による當取金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徵収金がないときはこれを還付しなければならない。

(特別拠出金の延納)

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別拠出金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十条の二 特別拠出金その他この款の規定による徵収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他この款の規定による徵収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、國税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第五十条の三 前条第一項の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満あるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付のあつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三项の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 紳付義務者の住所又は居所がわからぬいため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第五十条の四 特別拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徵收手続)

第五十条の五 特別拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、國稅徵收の例により徵收する。

(特別事業主に対する報告の徵收等)

第五十条の六 機構は、特別拠出金の徵收に関するときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、關係者に質問させ、若しくは帳簿類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式)によっては認識することができる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)の作成又は保存が

されている場合には当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(環境省令への委任)

第五十一条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他この款の規定による微収金に関する事項は、環境省令で定める。

第三節 雜則

(被認定者等に対する報告の徴収等)

第五十二条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定(次項を除き、以下単に「認定」という。)又は救済給付の支給を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。(受診命令)

第五十三条 機構は、第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)に關しがあると認めるとときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(救済給付の支給の一時差止め)

第五十四条 機構は、救済給付の支給を受けることができる者が、第五十二条の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わずに、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前項の規定による命令に従わないときは、その者に対する救済給付の支給を一時差し止めることができる。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に關し必要があると認めるとときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができるものとする。

2 第十五条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による検査について準用する。

3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 機構は、認定又は救済給付の支給に關し必要があると認めるとときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に關する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第五十一条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は特別事業主に對し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五十八条 機構の役員若しくは職員又はこれらにあつた者は、認定又は救済給付の支給に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 特別遺族給付金

第一節 支給等

(特別遺族給付金)

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が特効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)は、特別遺族一年金又は特別遺族一時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償給付年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金に

あつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金についても、死亡労働者等の権利が消滅した時から、六年を経過したこと(特別遺族年金の受給者の範囲等)。

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 死亡労働者等の死亡の当時の収入によつて生計を維持していたこと。

二 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時ににおいて、次のイからニまでのいずれかに該当すること。

イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

ロ 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

ハ 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は五十五歳以上であること。

ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

ロ 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日(以下「特定日」という。)以前に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から施行日までの間ににおいて、死亡労働者等が特定日の翌日から右線による健康被害の教済に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号。以下「改正法」という。)の施行の日の前の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間に死亡した者である場合はその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。

ロ 直系血族又は直系姻戚と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。

ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族關係が終了したこと。

二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)。

ホ 前号二の厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父、母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。)。

2 特別遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

3 特別遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、特別遺族年金の額は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の政令で定める額をその人數で除して得た額とする。

(特別遺族年金の受給権の消滅)

第六十一条 特別遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 前条第一項第三号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当したとき。

2 特別遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、特別遺族年金を受けることができなくなる。

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあつては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合は改正法の施行日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日ににおいて、特別遺族年金を受けることができる遺族を経過した日ににおいて、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関する特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日ににおいて前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときには、特別遺族一時金を受けることができる。

第六十三条 特別遺族一時金の受給者の範囲等)

一 配偶者

二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

3 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前項第三項」とあるのは、「前項第四項」と読み替えるものとする。

(特別遺族給付金に関する労災保険法の準用)

第六十四条 労災保険法第十一条(第二項を除く。)、第十二条の七及び第十六条の九第一項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第十一条第一項中「(遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については「(特別遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族)」)とあるのは、「(特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けることができる他の遺族)」と、同条第三項中「第一項に規定する順序(遺族補償年金については第十六条の二第二項に規定する順序)」とあるのは、「第一項に規定する順序」と、の二第三項に規定する順序)」とあるのは、「厚生労働大臣」と、労災保険法第十六条の九第一項中「労働者」とあるのは、「死亡労働者」と読み替えるものとする。

2 労災保険法第九条、第十二条第一項、第十二条の二、第十六条の二第二項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十六条の九第二項及び第四項の規定は、特別遺族年金について準用する。この場合において、労災保険法第九条第一項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは、「支給の請求

をした日の属する月」と、労災保険法第十二条の二中「支払うべき保険給付」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険給付」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、労災保険法第十六条の二第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、「前項」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第六十条第一項」と、労災保険法第十六条の九第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第四項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなくて後順位者があるときはは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

3 劳災保険法第十六条の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償を受けたときにおけることと同様に、民法その他の法律による損害を受けたときに、同一の事由について、厚生労働大臣は、その定める基準により、その面額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの剥用徵収)

第六十六条 偕りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者がいるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帶して同項の徵収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 徵収法第三十二条第三項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徵収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、第一項及び第二項の規定による徵収金について準用する。この場合にはおいて、徵収法第二十六条及び第四十一条第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)

第六十七条 第二十八条及び第二十九条の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第六十八条 この節に定めるもののほか、特別遣族給付金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 費用

- 第六十九条 特別遣族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十一条に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充ててため同項第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。
- 2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは、「社会復帰促進等事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第五十九条第一項の特別遣族給付金(以下「特別遣族給付金」という。)の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遣族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「ととする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「ととする。第六十二条第一項において同じ。」と特別遣族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遣族一時金、特定の業務に長期間從事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかかる者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遣族給付金(以下この項において「特定疾病にかかる者に係る特別遣族給付金」という。)及び第三種特別加入者に係る特別遣族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遣族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。)」と、「特定疾病にかかる者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遣族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかる者は、特別遣族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。
- 3 特別遣族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第一項第二号イ中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法

五十九条第一項の特別遣族給付金の支給に要する費用を含む。)」とするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第三節 雜則

(特別遣族給付金の受給者等に対する報告の徵収等)

- 第七十条 厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に要があると認めることは、特別遣族給付金の支給に係る遣族に対し、報告、文書その他物件の提出又は出頭を求めることがある。(受診命令)
- 第七十一条 厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に要があると認めるとときは、特別遣族給付金の支給に係る遣族に對し、厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。(特別遣族年金の支給の一時差止め)
- 第七十二条 厚生労働大臣は、特別遣族年金を受ける権利を有する者が、第七十条の規定により報告、文書その他の物件の提出を出頭を求めるときは、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第六十四条第一項において準用する労災保険法第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遣族年金の支給を一時差し止めることができる。(事業主等に対する報告の徵収等)
- 第七十三条 厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に要があると認めるとときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に要があると認めるとときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿類その他の物件を検査させることができる。
- 3 厚生労働大臣は、特別遣族給付金の支給に要があると認めるとときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者(労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。)に対し、報告又は文書その他物件の提出を求めることができる。

4 第五十条の六第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同
条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。
(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第十四条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認
めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬剤
の支給若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行った
診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その
他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができることとする。

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定について、同条第三
項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四章 不服申立て

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行つた処分については、次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることがで
きる。

- 一 認定又は教済給付の支給に係る処分についての審査請求 公害健康
被害補償不服審査会
- 二 特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣
- 3 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法(昭和三十七年
法律第百六十号)第三十一条の規定の適用については、同条中「その芹の
職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。
- 3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に關
する法律(昭和四十八年法律第百十一号。以下「公害健康被害補償法」と
いう。)第百六条第三項、第百三十一号、第百三十三号及び第百三十四号
の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第百三十二条
中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以
下「石綿健被害救済法」という。)第三条に規定する救済給付」と、公
害健康被害補償法第百三十四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救
済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第百三十一条」と讀み
替えるものとする。

(異議申立て)

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用す
る徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異
議申立てをすることができる。
(不服申立てと訴訟との關係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行つた処分又は前条に規定する処
分の取消しの訴えは、当該機構が行つた処分についての審査請求に対する
公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定す
る処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条
に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た
後でなければ、提起することができない。

(特別遺族給付金に係る審査請求等)

第七十八条 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定
に関する決定とみなして、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定
を適用する。

第五章 (準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六条第一項及び第二項の規
定による徵収金について準用する。

第五章 雜則

(事業所の調査等)

第七十九条の二 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報
を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及び
その結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知(次
項において「事業所の調査等」という。)を徹底するものとする。

2 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携
を図りながら協力しなければならない。

(調査及び研究)

第八十条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努め
なければならない。

(公務所等への照会)

第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると
認めるときは、公務所又は公私 の団体に照会して必要な事項の報告を求め
ることができる。

(期間の計算)

第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算に
ついては、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第八十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長と
する。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の
支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で

定めるとこころにより、教済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第八十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらとの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徵収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
二 第三十八条第一項において準用する徵収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求めて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした場合

第七十七条 又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求めて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした場合
二 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
三 第七十四条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求めて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした場合

第九十条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徵収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徵収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般提出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第五十一条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに從わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに從わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
二 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
三 第七十四条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求めて、これに從わず、又は虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした場合

が、その法人又は人の業務に関して、第八十八条又は前条(第一項第一号及び第二項第一号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条 第五十条の二第二項の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)